

草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 草津市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する市町村行動計画の作成に関し、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者および関係者から意見を聴取することを目的とする。

(有識者会議の委員)

第2条 有識者会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療または福祉の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会議)

第3条 有識者会議の会議は、健康福祉部理事が招集し、会議の進行を行う。

2 健康福祉部理事は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 有識者会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。